

## 令和7年度 第10回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	令和8年 1月23日(金)			
開催場所	役場2階 第1会議室			
開催日時	令和8年 1月23日 午後 1時30分開会			
	令和8年 1月23日 午後 2時28分閉会			
出席委員	1番	具志 俊仁	5番	大城 正和
	2番	内間 正樹	6番	玉城 健次
	3番	宮嶋 扶喜子	7番	平安山 良也
	4番	喜屋武 和徳	8番	米須 清和
欠席委員番号				
議事録署名委員	3番	宮嶋 扶喜子	4番	喜屋武 和徳

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和7年度 第10回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

		(異議なし)
議 長		異議なしと認め、書記には高良 琴美 (たから ことみ) さん、議事録署名委員には、3番 宮嶋 扶喜子 (みやじま ふきこ) 委員、4番 喜屋武 和徳 (きやん かずのり) 委員を指名します。
議 長 (日程第2)		日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
		(異議なし)
議 長		異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)		日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局		<p>(諸般の報告)</p> <p>報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて</p> <p>報告2 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>報告3 地域計画変更内容一覧について</p> <p>報告4 今帰仁農業振興地域整備計画書の変更について</p> <p>報告5 農業用施設届出書の報告について</p> <p>報告6 令和7年度利用意向調査について</p> <p>報告7 令和7年度非農地通知について</p> <p>以上です。</p>
議 長 (日程第4)		<p>それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第50号 現況証明願いについて</p> <p>議案第51号 非農地証明願いについて</p> <p>議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>以上です。</p>

	<p>本日の提案された議案第49号から第52号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが7件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。</p>
	<p>休憩 午後 1 時 52 分 再開 午後 2 時 05 分</p>
議長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の議案書 1ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページから4ページにあります【別添】「3条調査書」を踏まえ、農地法第3条の規定による許可について可否の意見を求めます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番については、社会福祉事業を目的に設立された法人で、令和8年1月15日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したとこ</p>

		ろ、農地を利用した訓練事業を目的としており、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議	長	続きまして議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番については、300日以上従事する新規就農者で、令和8年1月15日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。  続きまして、議案第50号「現況証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから議案第50号「現況証明願いについて」を説明いたします。お手元の議案書5ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第50号「現況証明願いについて」を説明)  以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。

議 長	ただ今、事務局説明がありました。本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第50号「現況証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第50号「現況証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第51号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第51号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書6ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第51号「非農地証明願いについて」説明)  以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	現況は雑種地ですか？雑種地なら違反になると思いますが。
事 務 局	雑種地は本人の弁です。事務局は畑を一部含む原野、と判断しています。
委 員	これは原野と言えるのか。木はほとんど茂っていないしトラクターですぐ耕せそうな状態に思える。
委 員	本人の性格もあり、定期的に管理はしているが耕作はしていない。
委 員	手を加えなければ、隣の畑のようになっていた(木が茂っていた)ということ？
委 員	そうだと思います。本人の意向を酌んで…非農地証明できるか。
議 長	多数決にしますか？

委員	この状態で非農地でしたら全部非農地だよ。8.1 調査の要領にもあるように、20年以上耕作放棄されて木が茂った状態が非農地だから、これに出すわけにはいかないんじゃない。
委員	売買等を考えるのであれば5条が良いのではないか。本人に説明はしていないの？
事務局	本人は聞く耳を持たず、「なんで事務局が決めるか、とにかく総会に諮りなさい」という意向だった。事務局としては5条でも良いと思います。
委員	じゃあ5条がいいよ。この状態では非農地は出せない。
議長	議案第51号「非農地証明願いについて」、否決ということでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第51号「非農地証明願いについて」は否決といたします。  続きまして、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番を説明いたします。 お手元の議案書7ページをお開き下さい。  (議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番の内容を説明)  事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。 以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理

		番号1番について、令和8年 1月15日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番は異議なしと認め、可決決定いたします。  議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		<p>それでは私のほうから、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番についてを説明いたします。</p> <p>お手元の議案書7ページをお開き下さい。</p> <p>(議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議	長	ただ今、事務局から説明がありました、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委員	議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、令和8年1月15日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議長	議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議長	議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番は異議なしと認め、可決決定いたします。

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は令和8年2月25日(水)を予定しています。</p> <p>これにて令和7年度10回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 2 時 28 分
	会長 米須 清和 
	議事録署名委員
	宮崎 環子 
	吉屋 武和彦 